

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

建築基準法 第51条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

事業概要

○申請者

住 所 刈谷市桜町三丁目3番地

氏 名 サンエイ株式会社 代表取締役 川瀬 廣正

○敷地位置

刈谷市泉田町西沖ノ河原1番1 他65筆

○敷地面積

47,107.02m²

○建築物

建築物	構造・階数	建築面積	延べ面積
リサイクル棟	鉄骨造・平家建	3,120.00m ²	3, 120.00m ²
新事務所棟	鉄骨造・3階建	1,184.95m ²	3, 252.59m ²
リサイクル受入評価棟	鉄骨造・平家建	1,591.66m ²	1,591.66m ²
自転車置場	アルミ合金造平家建	12.21m ²	12.21m ²
既設建築物32棟	鉄骨造・4階建 等	1,881.27m ²	2,827.64m ²
合計		7,790.09m ²	10,804.10m ²

○緑地

敷地面積	緑地面積	緑地率
47,107.02m ²	9,850.50m ²	20.91%

○施設の種類の種類

一般廃棄物のごみ処理施設

○処理能力

94.688t/日